

大阪市規則第104号

大阪市会計規則の一部を改正する規則

大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
（口座振替の方法による納付） 第25条　[略] [2　略] 3　前項の口座振替納付届の提出を受けたときは、市長は、当該納入義務者に係る納付書又はその内容を記録した<u>電磁的記録若しくは電磁的記録媒体</u>を当該金融機関に<u>送付し、又は送信するものとする。</u> [4　略] （繰替払） 第55条　<u>次の各号に掲げる経費</u>の支払については、局長等は、会計管理者、区会計管理者若しくは出納員等又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関をして、<u>その収納に係る当該各号に掲げる現金</u>を繰り替えて使用させることができる。 <u>(1)　歳入の徴収又は収納の委託手数料　当該委託により徴収し、又は収納した歳入金</u> <u>(2)　法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が行う歳入等の納付に関</u>	（口座振替の方法による納付） 第25条　[同左] [2　同左] 3　前項の口座振替納付届の提出を受けたときは、市長は、当該納入義務者に係る納付書又はその内容を記録した<u>電磁的記録媒体</u>を当該金融機関に<u>送付するものとする。</u> [4　同左] （繰替払） 第55条　<u>歳入の徴収又は収納の委託手数料</u>の支払については、局長等は、会計管理者、区会計管理者若しくは出納員等又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関をして、<u>当該委託により徴収し、又は収納した歳入金</u>を繰り替えて使用させることができる。 [新設] [新設]

<u>する事務に係る手数料 当該指定納付受託者により納付された収入金</u> [2 略] (隔地払の手続) 第57条 [略] 2 会計管理者は、隔地払を行う場合は、当該支出に係る支出命令情報の内容を<u>記載した書類</u>に支払金を添えて、指定金融機関に交付し、送金させるものとする。 [3 ～ 5 略] (口座振替の方法による支出) 第58条 [略] [2 略] 3 会計管理者は、口座振替の方法による支出を行う場合は、当該支出に係る支出命令情報の内容を記録した<u>電磁的記録又は電磁的記録媒体</u>を指定金融機関又は指定代理金融機関に<u>送信し、又は送付する</u>ものとする。 (総合口座振替の方法による支出) 第58条の2 [略] [2 ・ 3 略] 4 会計管理者は、総合口座振替の方法による支出を行う場合は、通知書等のうち、総合口座振替依頼書、総合口座振替済通知書及び総合口座振替依頼書（控）に代えて、その内容を記録した<u>電磁的記録又は電磁的記録媒体</u>を利用することができる。	[2 同左] (隔地払の手続) 第57条 [同左] 2 会計管理者は、隔地払を行う場合は、当該支出に係る支出命令情報の内容を<u>記録した電磁的記録媒体</u>に支払金を添えて、指定金融機関に交付し、送金させるものとする。 [3 ～ 5 同左] (口座振替の方法による支出) 第58条 [同左] [2 同左] 3 会計管理者は、口座振替の方法による支出を行う場合は、当該支出に係る支出命令情報の内容を記録した<u>電磁的記録媒体</u>を指定金融機関又は指定代理金融機関に<u>送付する</u>ものとする。 (総合口座振替の方法による支出) 第58条の2 [同左] [2 ・ 3 同左] 4 会計管理者は、総合口座振替の方法による支出を行う場合は、通知書等のうち、総合口座振替依頼書、総合口座振替済通知書及び総合口座振替依頼書（控）に代えて、その内容を記録した<u>電磁的記録媒体</u>を利用することができる。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。